

【注意事項】

- ・ 制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・ 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【阿智村】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
公営住宅への入居申込み (世帯としての申込み)	○		協働活動推進課	0265-43-2220	
パートナーが親権者と共に行う保育施設への入所申込み		○	教育委員会保育園係	0265-45-1231	
保育所・学童保育所への送迎		○	教育委員会保育園係 教育委員会子ども家庭センター	0265-45-1231 0265-45-1232	お迎えに来られる方について、事前に職員に確認をお願いします。
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	出納室税務係	0265-43-2220	
要介護認定の代理申請		○	民生課福祉係 民生課地域包括支援センター	0265-43-2220 0265-45-1140	
DV相談窓口の利用		○	民生課福祉係 民生課保健センター 教育委員会子ども家庭センター	0265-43-2220 0265-45-1230 0265-45-1232	
職員互助会の給付	○		総務課	0265-43-2220	職員が対象です。